

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項及び運営規定

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者が利用者さまに対し、説明すべき以下の重要事項および運営規定は次の通りです。

## 1. 事業内容と運営方針

|         |  |
|---------|--|
| 事業内容の目的 | 要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供します。  |
| 運営の方針   | ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。<br>② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。<br>③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。 |

## 2. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

### 【居宅療養管理指導サービス】

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製します。</li><li>調製した薬剤は、利用者の居宅を訪問し、薬剤の内容や、内容変更等の説明を行います。</li><li>利用者の処方された薬剤の服薬状況や、副作用、保管状況の管理を行います。</li><li>薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう、服薬上の問題点を把握し、問題解決に努めます。</li><li>担当医、ケアマネージャー、施設スタッフとの情報共有を行い、薬学的な管理を担います。</li><li>サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明いたします。薬について分からないことや心配なことなどの質問・相談に担当の薬剤師がお答えします。</li></ul> |
|---|

## 3. 営業日時

当事業所の営業日時は、保険薬局営業時間と同じです。

## 4. 職員等の体制

当事業所の通常の職員体制は以下の通りです。

| 従業員の職種 | 員数及び職務の内容         |
|--------|-------------------|
| 薬剤師    | 常勤者 10 名 非常勤者 6 名 |
| 医療事務   | 常勤者 9 名 非常勤者 2 名  |

## 5. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、24時間常時連絡が可能な体制を取っています。  
緊急連絡先:03-5964-5277
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等の対応を図ります。

6. 居宅療養管理指導従業者(事業所責任者、担当薬剤師)

- ① 事業所責任者:管理薬剤師(薬局開設者が指定した薬局を実地に管理する者)
- ② 担当薬剤師:当事業所の登録薬剤師

担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合は提示をお求めください。

7. 費用

居宅療養管理指導サービス利用料およびその他の費用は以下の通りです。

- ① 居宅療養管理指導サービスの利用料
  - i. 居宅療養管理指導費
    - 1割負担の方:1回 518円又は379円又は342円(月4回まで)
    - 2割負担の方:1回 1,036円又は758円又は684円(月4回まで)
    - 3割負担の方:1回 1,554円又は1,137円又は1,026円(月4回まで)

\*介護保険制度の規定に基づき、1回の利用料を算定します。
  - ii. 情報通信機器を用いた服薬指導の場合(iに代わり、iiを算定)
    - 1割負担の方:1回 46円(月1回まで)
    - 2割負担の方:1回 92円(月1回まで)
    - 3割負担の方:1回 138円(月1回まで)
  - iii. 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合の追加料(iに加算)
    - 1割負担の方:100円
    - 2割負担の方:200円
    - 3割負担の方:300円
  - iv. 医療用麻薬持続注射等を使用されている場合の追加料(iに加算)
    - 1割負担の方:250円
    - 2割負担の方:500円
    - 3割負担の方:750円
  - v. 在宅中心静脈栄養法等を使用されている場合の追加料(iに加算)
    - 1割負担の方:150円
    - 2割負担の方:300円
    - 3割負担の方:450円
  - vi. 厚生労働大臣が定める地域に該当する場合の追加料(iに加算)
    - 1回 1割負担の方:78円又は57円又は51円
    - 2割負担の方:156円又は114円又は102円
    - 3割負担の方:234円又は171円又は153円
  - vii. 厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ厚生労働大臣が定める施設基準に適合する場合の追加料(iに加算)
    - 1回 1割負担の方:52円又は38円又は34円
    - 2割負担の方:104円又は76円又は68円
    - 3割負担の方:156円又は114円又は102円
  - viii. 中山間地域等における居住する者へのサービス提供に伴う追加料(iに加算)
    - 1回 1割負担の方:26円又は19円又は17円

2割負担の方:52円又は38円又は34円

3割負担の方:78円又は57円又は51円

※ 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定するため、訪問回数に応じて費用が異なります。また、算定基準が改定された場合、適用日以降は改定後の最新の利用料を算定します。

※ 例外として特別な医療の場合、月8回までの費用を要することがあります。

※ 上記の他、健康保険法に基づき、薬代や薬剤の調整に係る費用の一部をご負担いただきます。

② その他の費用

i. 交通費

居宅療養管理指導サービスの提供に要した交通費の実費分

ii. 謄写費用

利用者、利用者の後見人および利用者家族が、本サービスの実施状況等の記録を事業者に求める場合、その謄写にかかる費用として10円/枚を徴収します。

8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、当薬局までご連絡ください。

連絡先 : 03-5964-5277

利用時間 : 当事業所、営業時間内

9. その他運営に関する重要事項

- ① 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証がでさう業務態勢を整備します。
- ② 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- ③ 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- ④ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととします。
- ⑤ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

10. 通常の事業の実施地域

東京都板橋区

セレン薬局